

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年2月10日

**【四半期会計期間】** 第40期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

**【会社名】** 株式会社 みちのく銀行

**【英訳名】** THE MICHINOKU BANK, LTD.

**【代表者の役職氏名】** 取締役頭取 杉本康雄

**【本店の所在の場所】** 青森県青森市勝田一丁目3番1号

**【電話番号】** (017)774局1111番(代表)

**【事務連絡者氏名】** 経営企画部長 岩岡高德

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号  
株式会社 みちのく銀行 東京事務所

**【電話番号】** (03)3661局8011番

**【事務連絡者氏名】** 東京事務所長 小田中和彦

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社 みちのく銀行 東京支店  
(東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

		平成22年度 第3四半期 連結累計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日)	平成23年度 第3四半期 連結累計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 12月31日)	平成22年度 (自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
経常収益	百万円	34,569	31,039	45,266
経常利益	百万円	991	282	1,759
四半期純利益	百万円	767	203	
当期純利益	百万円			3,313
四半期包括利益	百万円	399	1,053	
包括利益	百万円			1,124
純資産額	百万円	65,522	64,804	66,547
総資産額	百万円	1,891,143	2,013,786	1,935,992
1株当たり四半期純利益金額	円	5.38	1.43	
1株当たり当期純利益金額	円			21.08
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	3.11	0.76	
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円			13.41
自己資本比率	%	3.4	3.2	3.4

		平成22年度 第3四半期 連結会計期間 (自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日)	平成23年度 第3四半期 連結会計期間 (自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	円	5.05	1.42

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
2. 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。  
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。  
4. 平成22年度第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。また、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある異常な変動等は発生していません。

なお、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間の財政状態及び経営成績は下記のとおりとなりました。

預金残高は、個人預金が増加したことを中心として前連結会計年度末比650億円増加して1兆8,379億円となりました。

貸出金残高は、地元経済の停滞を背景に資金需要の伸び悩みから、前連結会計年度末比210億円減少して1兆2,114億円となりました。

有価証券残高は、円高の進行と株価の低迷が続く中、適切なリスクコントロールを意識しつつ国債を中心とした運用を行った結果、前連結会計年度末比897億円増加して4,779億円となりました。

当第3四半期連結累計期間の経常収益は、資金運用収益が減少したこと等により前年同期比35億30百万円減少して310億39百万円となりました。また、経常費用は、債券関係の金融派生商品費用の計上等が増加したものの、与信費用の減少もあり前年同期比28億20百万円減少して307億57百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比7億9百万円減少して2億82百万円、四半期純利益は前年同期比5億64百万円減少して2億3百万円となりました。

なお、当行グループは、報告セグメントが銀行業の単一セグメントであり、上記業績は区分を行わず記載しております。

## 国内・国際業務部門別収支

当第3四半期連結累計期間の資金運用収支は20,787百万円、役務取引等収支は2,126百万円、その他業務収支は2,954百万円となりました。このうち、「国内業務部門」の資金運用収支は20,829百万円、役務取引等収支は2,428百万円、その他業務収支は2,988百万円となりました。また、「国際業務部門」の資金運用収支は257百万円、役務取引等収支は5百万円、その他業務収支は33百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	21,455	405	50	21,811
	当第3四半期連結累計期間	20,829	257	300	20,787
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	23,955	519	177	24,297
	当第3四半期連結累計期間	22,961	258	307	22,912
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	2,499	113	126	2,486
	当第3四半期連結累計期間	2,131	1	7	2,124
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	2,310	7	329	1,988
	当第3四半期連結累計期間	2,428	5	308	2,126
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	5,093	15	638	4,469
	当第3四半期連結累計期間	5,084	12	670	4,426
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	2,782	7	308	2,481
	当第3四半期連結累計期間	2,655	6	362	2,300
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	116	60		56
	当第3四半期連結累計期間	2,988	33		2,954
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間	5,417	60		5,478
	当第3四半期連結累計期間	3,268	34		3,302
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間	5,534	0		5,534
	当第3四半期連結累計期間	6,256	0		6,257

- (注) 1 国内業務部門とは当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)の円建取引であり、国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外に本店を有する子会社(以下「海外連結子会社」という。)の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めておりません。
- 2 資金調達費用は金銭の信託見合費用(前第3四半期連結累計期間31百万円、当第3四半期連結累計期間25百万円)を控除して表示しております。
- 3 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第3四半期連結累計期間の役務取引等収益は4,426百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等収益は5,084百万円、「国際業務部門」の役務取引等収益は12百万円となりました。

当第3四半期連結累計期間の役務取引等費用は2,300百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等費用は2,655百万円、「国際業務部門」の役務取引等費用は6百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	5,093	15	638	4,469
	当第3四半期連結累計期間	5,084	12	670	4,426
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	852			852
	当第3四半期連結累計期間	894			894
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	1,362	15	0	1,377
	当第3四半期連結累計期間	1,296	12	0	1,308
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	19			19
	当第3四半期連結累計期間	8			8
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	640			640
	当第3四半期連結累計期間	635			635
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	18			18
	当第3四半期連結累計期間	17			17
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	747		308	438
	当第3四半期連結累計期間	795		362	432
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	2,782	7	308	2,481
	当第3四半期連結累計期間	2,655	6	362	2,300
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	270	7	0	277
	当第3四半期連結累計期間	260	6	0	266

(注) 1 国内業務部門とは当行及び国内連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	1,777,347	3,316	7,449	1,773,213
	当第3四半期連結会計期間	1,840,405	2,623	5,044	1,837,984
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	801,580		483	801,097
	当第3四半期連結会計期間	830,974		519	830,454
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	972,691		6,200	966,491
	当第3四半期連結会計期間	1,005,494		4,500	1,000,994
うちその他	前第3四半期連結会計期間	3,075	3,316	765	5,625
	当第3四半期連結会計期間	3,936	2,623	24	6,534
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間				
	当第3四半期連結会計期間				
総合計	前第3四半期連結会計期間	1,777,347	3,316	7,449	1,773,213
	当第3四半期連結会計期間	1,840,405	2,623	5,044	1,837,984

(注) 1 国内業務部門とは当行及び国内連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

4 定期性預金 = 定期預金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,217,771	100.00	1,210,836	100.00
製造業	69,917	5.74	62,159	5.13
農業, 林業	15,104	1.24	13,798	1.13
漁業	945	0.07	1,028	0.08
鉱業, 採石業, 砂利採取業	906	0.07	1,026	0.08
建設業	52,856	4.34	50,621	4.18
電気・ガス・熱供給・水道業	23,021	1.89	18,844	1.55
情報通信業	7,103	0.58	7,411	0.61
運輸業, 郵便業	30,320	2.48	31,788	2.62
卸売業, 小売業	109,846	9.02	110,006	9.08
金融業, 保険業	60,199	4.94	56,249	4.64
不動産業, 物品賃貸業	146,475	12.02	147,846	12.21
学術研究・専門・技術サービス業	2,256	0.18	3,015	0.24
宿泊業	10,385	0.85	9,851	0.81
飲食業	8,726	0.71	8,289	0.68
生活関連サービス業・娯楽業	5,865	0.48	4,869	0.40
教育・学習支援業	9,478	0.77	3,358	0.27
医療・福祉	72,136	5.92	63,945	5.28
その他のサービス	41,137	3.37	36,372	3.00
地方公共団体	180,326	14.80	212,108	17.51
その他	370,759	30.44	368,241	30.41
国際業務部門	1,065	100.00	571	100.00
政府等				
金融機関				
その他	1,065	100.00	571	100.00
合計	1,218,836		1,211,407	

(注) 国内業務部門とは当行及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

事業上及び財務上の対処すべき課題の認識について、重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
A種優先株式	300,000,000
計	600,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	150,895,263	同左	東京証券取引所 市場第一部	(注)1
A種優先株式	40,000,000	同左	非上場	(注)2
計	190,895,263	同左		

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式(単元株式数1,000株)であります。

2. 無議決権株式(単元株式数1,000株)であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。なお、A種優先株式は法令の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。

##### (1) A種優先配当金

当銀行は、定款第42条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める配当年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下、「A種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

##### (2) A種優先配当年率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率 = 初年度A種優先配当金 ÷ A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当年率決定日として算出する。)に0.95%を加えた割合(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率

$$A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 0.95\%$$

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。

### (3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

### (4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

### (5) A種優先中間配当金

当銀行は、定款第43条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

### (6) 残余財産

#### 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

#### 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

#### 経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

### (7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

### (8) 普通株式を対価とする取得請求権

#### 取得請求権

A種優先株主は、下記に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる

取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本(8)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

平成29年4月1日から平成36年9月30日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から(当日を含まない。)の5連続取引日(ただし、終値のない日を除く。)における終値の平均値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)を「下限取得価額」という(ただし、下記による調整を受ける。)

取得価額の調整

イ。A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価(下記八.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)

(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)

ならびに下記八.(iv)において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合  
調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。

八. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本に準じて調整する。

(ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日が

ない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

( ) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

二. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記八.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

#### 合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

#### 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

#### 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

### (9) 金銭を対価とする取得条項

#### 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

#### 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、上記(6) に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

### (10) 普通株式を対価とする取得条項

#### 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額

(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値(終値が算出されない日を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年12月31日		190,895		34,167		19,167

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 40,000,000		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,246,000		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 140,956,000	140,956	同上
単元未満株式	普通株式 1,693,263		(注)2
発行済株式総数	190,895,263		
総株主の議決権		140,956	

(注)1 A種優先株式の内容については、「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式811株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目3番1号	8,246,000		8,246,000	4.31
計		8,246,000		8,246,000	4.31

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

- 1 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（自平成23年10月1日 至平成23年12月31日）及び第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	121,947	80,880
コールローン及び買入手形	112,211	132,654
買入金銭債権	6,659	5,828
商品有価証券	172	175
金銭の信託	19,999	19,835
有価証券	<sup>2</sup> 388,216	<sup>2</sup> 477,903
貸出金	<sup>1</sup> 1,232,474	<sup>1</sup> 1,211,407
外国為替	1,277	685
その他資産	32,205	64,146
有形固定資産	13,581	13,790
無形固定資産	2,776	2,601
繰延税金資産	14,612	14,442
支払承諾見返	10,729	10,113
貸倒引当金	20,871	20,680
資産の部合計	1,935,992	2,013,786
<b>負債の部</b>		
預金	1,772,962	1,837,984
借入金	2,000	8,100
外国為替	15	5
社債	15,000	15,000
その他負債	56,782	67,086
賞与引当金	939	469
退職給付引当金	8,984	8,681
睡眠預金払戻損失引当金	662	538
偶発損失引当金	283	217
利息返還損失引当金	105	66
繰延税金負債	130	1
再評価に係る繰延税金負債	850	717
支払承諾	10,729	10,113
負債の部合計	1,869,445	1,948,982
<b>純資産の部</b>		
資本金	34,167	34,167
資本剰余金	29,772	29,771
利益剰余金	6,437	5,951
自己株式	2,700	2,702
株主資本合計	67,676	67,188
その他有価証券評価差額金	1,137	2,406
繰延ヘッジ損益	349	440
土地再評価差額金	311	367
その他の包括利益累計額合計	1,175	2,478
新株予約権	40	87
少数株主持分	6	6
純資産の部合計	66,547	64,804
負債及び純資産の部合計	1,935,992	2,013,786

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
経常収益	34,569	31,039
資金運用収益	24,297	22,912
(うち貸出金利息)	19,607	18,941
(うち有価証券利息配当金)	4,566	3,822
役務取引等収益	4,469	4,426
その他業務収益	5,478	3,302
その他経常収益	<sup>1</sup> 323	<sup>1</sup> 398
経常費用	33,577	30,757
資金調達費用	2,517	2,150
(うち預金利息)	1,908	1,609
役務取引等費用	2,481	2,300
その他業務費用	5,534	6,257
営業経費	18,974	18,718
その他経常費用	<sup>2</sup> 4,069	<sup>2</sup> 1,330
経常利益	991	282
特別利益	781	191
固定資産処分益	30	191
償却債権取立益	274	-
負ののれん発生益	476	-
特別損失	259	143
固定資産処分損	34	73
減損損失	-	69
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	225	-
税金等調整前四半期純利益	1,513	330
法人税、住民税及び事業税	217	113
法人税等調整額	417	13
法人税等合計	635	126
少数株主損益調整前四半期純利益	878	203
少数株主利益	110	0
四半期純利益	767	203

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	878	203
その他の包括利益	1,277	1,257
その他有価証券評価差額金	1,087	1,268
繰延ヘッジ損益	190	90
土地再評価差額金	-	101
四半期包括利益	399	1,053
親会社株主に係る四半期包括利益	509	1,054
少数株主に係る四半期包括利益	110	0

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
<p>(会計方針の変更)</p> <p>1. 1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。</p> <p>これによる影響については、「(1株当たり情報)」に記載しております。</p> <p>2. 減価償却方法の変更</p> <p>有形固定資産(平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)を除く)の減価償却の方法は、従来、定率法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より定額法へ変更しております。当行は、一部営業店舗の建替時期を迎えるにあたって、経営計画に沿った店舗政策について検討を行いました。また、ATMや基幹系システムを中心とした事務機器等の大規模な更新投資が当連結会計年度以降見込まれるため、投資案件について投資形態の在り方等も含め総合的に検討を行いました。これらの検討を契機に減価償却方法を見直したところ、営業店舗及び事務機器等の使用価値はその存続期間を通じて概ね一定であるため、時の経過に応じて均等に償却することがより適正な期間損益を反映することから、この変更を行ったものであります。</p> <p>この変更による四半期連結財務諸表への影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、有形固定資産の耐用年数については、法人税法に規定する耐用年数を採用していましたが、近年、事務機器等の更新投資が増加していることから、使用実態を見直した結果、一部の有形固定資産について耐用年数を変更いたしました。</p> <p>この変更による四半期連結財務諸表への影響は軽微であります。</p>

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用)</p> <p>第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当第3四半期連結累計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前第3四半期連結累計期間については遡及処理を行っておりません。</p> <p>(連結納税制度の採用)</p> <p>第1四半期連結会計期間から、当行及び一部の連結子会社は法人税法(昭和40年法律第34号)に規定する連結納税制度を適用しております。</p> <p>(法人税率の変更等による影響)</p> <p>平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実行税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。</p> <p>平成24年3月31日まで 40.4%</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日 37.7%</p> <p>平成27年4月1日以降 35.3%</p> <p>この税率の変更により繰延税金資産は584百万円減少し、法人税等調整額は550百万円増加しております。</p> <p>また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は1,022百万円減少し、法人税等調整額は1,022百万円増加しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)																
<p>1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>2,933百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>34,556百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>8,234百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,940百万円であります。</p>	破綻先債権額	2,933百万円	延滞債権額	34,556百万円	3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	貸出条件緩和債権額	8,234百万円	<p>1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>1,876百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>32,631百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>9,396百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は4,325百万円であります。</p>	破綻先債権額	1,876百万円	延滞債権額	32,631百万円	3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	貸出条件緩和債権額	9,396百万円
破綻先債権額	2,933百万円																
延滞債権額	34,556百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円																
貸出条件緩和債権額	8,234百万円																
破綻先債権額	1,876百万円																
延滞債権額	32,631百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円																
貸出条件緩和債権額	9,396百万円																

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
<p>2 その他経常費用には、貸出金償却4百万円、貸倒引当金繰入額3,209百万円及び株式等償却470百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、償却債権取立益236百万円を含んでおります。</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額236百万円及び株式等償却481百万円を含んでおります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
<p>減価償却費 1,139百万円</p> <p>のれんの償却額 -百万円</p>	<p>減価償却費 1,167百万円</p> <p>のれんの償却額 -百万円</p>

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	428	3.000	平成22年3月31日	平成22年6月25日	その他 利益 剰余金
	A種優先株式	164	4.109	平成22年3月31日	平成22年6月25日	その他 利益 剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	427	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月24日	その他 利益 剰余金
	A種優先株式	306	7.66	平成23年3月31日	平成23年6月24日	その他 利益 剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日現在)

科目	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)現金預け金	121,947	121,947	
(2)コールローン及び買入手形	112,211	112,211	
(3)買入金銭債権( 1 )	6,658	6,658	
(4)商品有価証券			
売買目的有価証券	172	172	
(5)金銭の信託	19,999	19,999	
(6)有価証券			
満期保有目的の債券	5,939	5,959	19
その他有価証券	378,842	378,842	
(7)貸出金	1,232,474		
貸倒引当金( 1 )	20,679		
	1,211,795	1,241,635	29,840
資産計	1,857,568	1,887,428	29,860
(1)預金	1,772,962	1,776,271	3,308
(2)社債	15,000	14,693	306
負債計	1,787,962	1,790,964	3,001
デリバティブ取引( 2 )			
ヘッジ会計が適用されていないもの	102	102	
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,013)	(1,013)	
デリバティブ取引計	(910)	(910)	

- ( 1 ) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- ( 2 ) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。  
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。
- ( 3 ) 連結貸借対照表計上額のうち、その他資産、支払承諾見返、借入金、その他負債につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 1. 現金預け金の時価の算定方法

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

2. コールローン及び買入手形の時価の算定方法

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 買入金銭債権の時価の算定方法

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権信託の受益権証書、貸付債権信託の受益権証書については、取引金融機関から提示された価格によっております。資産流動化の小口債権等（売掛債権等一括支払信託受益権）の時価については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

4. 商品有価証券の時価の算定方法

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

5. 金銭の信託の時価の算定方法

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。

6. 有価証券の時価の算定方法

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債（自行保証付を含む）については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は2,034百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は2,034百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものに関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

#### 7. 貸出金の時価の算定方法

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

#### 8. 預金の時価の算定方法

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### 9. 社債の時価の算定方法

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

#### 10. デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載してあります。

当第3四半期連結会計期間（平成23年12月31日現在）

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

科目	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)現金預け金	80,880	80,880	
(2)コールローン及び買入手形	132,654	132,654	
(3)買入金銭債権（ 1 ）	5,827	5,827	
(4)商品有価証券			
売買目的有価証券	175	175	
(5)金銭の信託	19,835	19,835	
(6)有価証券			
満期保有目的の債券	8,324	8,352	27
その他有価証券	466,276	466,276	
(7)貸出金	1,211,407		
貸倒引当金（ 1 ）	20,481		
	1,190,926	1,222,455	31,528
資産計	1,904,901	1,936,457	31,556
(1)預金	1,837,984	1,841,248	3,264
(2)社債	15,000	14,772	227
負債計	1,852,984	1,856,020	3,036
デリバティブ取引（ 2 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,065)	(1,065)	
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,015)	(1,015)	
デリバティブ取引計	(2,081)	(2,081)	

- ( 1 ) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、四半期連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- ( 2 ) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。
- ( 3 ) 四半期連結貸借対照表計上額のうち、その他資産、支払承諾見返、借入金、その他負債につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 1. 現金預け金の時価の算定方法

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

2. コールローン及び買入手形の時価の算定方法

これらは、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 買入金銭債権の時価の算定方法

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権信託の受益権証書、貸付債権信託の受益権証書については、取引金融機関から提示された価格によっております。資産流動化の小口債権等（売掛債権等一括支払信託受益権）の時価については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

4. 商品有価証券の時価の算定方法

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

5. 金銭の信託の時価の算定方法

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。

6. 有価証券の時価の算定方法

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債（自行保証付を含む）については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって四半期連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当四半期連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって四半期連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって四半期連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は1,024百万円増加、「其他有価証券評価差額金」は1,024百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものに関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

#### 7. 貸出金の時価の算定方法

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は四半期連結会計期間末日における四半期連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

#### 8. 預金の時価の算定方法

要求払預金については、四半期連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### 9. 社債の時価の算定方法

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

#### 10. デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載してあります。

(有価証券関係)

前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,999	1,998	1
社債	3,940	3,961	21
合計	5,939	5,959	19

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	10,218	9,124	1,093
債券	337,983	340,420	2,436
国債	225,137	225,740	602
地方債	50,600	52,078	1,478
社債	62,245	62,600	355
その他	36,514	34,039	2,475
合計	384,715	383,583	1,132

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものを395百万円(うち株式395百万円)減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

当第3四半期連結会計期間

- 1 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。
- 2 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券(平成23年12月31日現在)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	3,999	3,998	1
社債	4,325	4,353	28
合計	8,324	8,352	27

2 その他有価証券(平成23年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	9,116	8,081	1,034
債券	427,887	430,660	2,773
国債	310,628	311,561	933
地方債	44,153	45,543	1,390
社債	73,105	73,555	450
その他	35,127	30,992	4,134
合計	472,130	469,734	2,395

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とするともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

なお、当第3四半期連結累計期間において、その他有価証券で時価のあるものを481百万円(うち株式481百万円)減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格の一定水準以下で推移している銘柄

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、下記記載から除いております。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	10,000	102	102
	合計		102	102

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

### 当第3四半期連結会計期間

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは以下のとおりです。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、下記記載から除いております。

#### (1) 金利関連取引（平成23年12月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	10,000	14	14
	合計		14	14

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。  
2 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

#### (2) 通貨関連取引（平成23年12月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約 売建 買建	7	0	0
	合計		0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。  
2 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

#### (3) 株式関連取引（平成23年12月31日現在）

該当ありません。

#### (4) 債券関連取引（平成23年12月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物 売建 買建	184,764	1,080	1,080
	合計		1,080	1,080

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。  
2 時価の算定  
取引所取引につきましては、東京証券取引所における最終の価格によっております。

#### (5) 商品関連取引（平成23年12月31日現在）

該当ありません。

#### (6) クレジット・デリバティブ取引（平成23年12月31日現在）

該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	5.38	1.43
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	767	203
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る四半期純利益	百万円	767	203
普通株式の期中平均株式数	千株	142,663	142,646
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額			
	円	3.11	0.76
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株	104,424	125,249
うち優先株式	千株	104,275	125,000
うち新株予約権	千株	149	249
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要			

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについては、権利の行使により払込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

この変更による当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額への影響は軽微であります。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月9日

株式会社みちのく銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山内正彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村田賢治  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。